# 広島空港ビジネスジェット専用ゲート使用規程

広島国際空港株式会社

2026 年 11 月 1 日　制定

## 第 1 章　総則

### 第 1 条（目的）

この規程は、広島国際空港株式会社（以下「HIAP」という。）が管理する広島空港ビジネスジェット専用ゲート及びこれに付帯する車寄せについて、使用条件、届出手続、施設使用料その他必要な事項を定め、安全かつ円滑な利用を図ることを目的とする。

### 第 2 条（対象施設及び用語の定義）

この規程の対象となる施設は、広島空港ビジネスジェット専用ゲート（以下「BJ ゲート」という。）及びこれに付帯する車寄せとする。

2　「運航支援会社」とは、航空機の運航者、利用者等から委託を受け、施設利用及び当該便に必要な関係者との調整を行う事業者をいう。

3　「取扱事業者」とは、第 14 条から第 18 条までに基づき、HIAP が BJ ゲートの取扱業務を行う事業者として承認した者をいう。

4　「届出者」とは、BJ ゲート使用届出を行う当該便の運航者又は運航支援会社をいう。

5　「BJ ゲート車寄せ」とは、BJ ゲートに付帯し、駐車場内に設けられた HIAP 指定の車寄せをいう。

6　「取扱事業者運用要領」とは、HIAP が別に定める「広島空港ビジネスジェット専用ゲート取扱事業者運用要領」をいう。

7　本規程において「旅客」とは、運送の有償・無償を問わず、航空機により運送される乗員以外の者をいう。

### 第 3 条（関係規程等との関係）

本規程に定めのない事項は、広島空港供用規程（以下「供用規程」という。）による。

### 第 4 条（使用可能時間）

BJ ゲート及び BJ ゲート車寄せの使用可能時間は、原則として 7 時 30 分から 22 時 30 分までとする。

2　届出者は、当該便に必要な税関・出入国審査・検疫（以下「CIQ」という。）その他の関係機関との事前調整を経て施設の使用予定時間を定め、HIAP に届け出るものとする。

## 第 2 章　共通使用条件

### 第 5 条（届出者及び調整主体）

BJ ゲート又は BJ ゲート車寄せの使用に係る BJ ゲート使用届出は、当該便の運航者又は運航支援会社が行う。

2　運航支援会社は、原則として、HIAP、現地ハンドリング会社、航空局（以下「CAB」という。）・CIQ 等の関係行政機関及び保安検査会社との連絡・調整並びに必要な手配を行う。ただし、運航者が自ら BJ ゲート使用届出を行う場合は、当該運航者がこれらの連絡・調整及び必要な手配を行う。

3　届出者と本規程に基づく使用料等の請求先が異なる場合は、届出時に請求先を明示しなければならない。

### 第 6 条（BJ ゲート使用届出の対象・期限及び提出方法）

BJ ゲートを使用する場合、届出者は、料金徴収の有無及び運航形態にかかわらず、使用前に別紙 1 の BJ ゲート使用届出書を HIAP へ提出しなければならない。届出者は、必要な関係機関・事業者との調整を完了した上で、別表第 2 に定める提出先へ届出書を電子メールにより提出する。BJ ゲートを使用する場合は、第 9 条に基づく受理通知を受けた後でなければ、当該ゲートを使用することができない。

2　BJ ゲートを使用する場合の BJ ゲート使用届出は、BJ ゲート車寄せを併用する場合を含め、原則として使用予定日の 3 日前の 17 時 00 分（日本時間）までに行う。この「3 日前」は暦日で計算する。

3　到着時及び出発時の使用については、それぞれの使用予定日、使用予定時刻及び利用内容を明示する。BJ ゲートにおける機体資格変更に伴う一連の使用については、その旨及び当該一連の使用に含まれる利用内容を明示する。当該一連の使用とは別に BJ ゲートを使用する場合は、その使用を区別して届け出る。

4　運航上やむを得ない事情により第 2 項に定める期限までに届出ができない場合であっても、必要な調整が完了し、HIAP が施設管理上対応可能と認めるときは、期限後の届出を受け付けることができる。

**第 7 条（届出事項）**

届出者は、別紙 1 に掲げる事項及び HIAP が事前確認に必要と認める事項を届け出る。BJ ゲート車寄せを併用する場合は、その使用についても BJ ゲート使用届出書に併せて届け出るものとする。

2　国際線旅客が BJ ゲートを使用する場合、届出者は、同ゲートを通行する乗員、旅客及びその他の者（HIAP、取扱事業者等の業務従事者を除く。）の氏名、区分及び到着・出発・機体資格変更の別を記載した「BJ ゲート使用者名簿」（別紙 2）を、原則として使用開始予定時刻の 24 時間前までに HIAP へ提出する。ただし、第 6 条第 4 項により期限後の届出を行う場合は、HIAP が指定する時刻までに提出する。

3　前項の名簿に変更が生じた場合、届出者は速やかに HIAP へ連絡し、変更後の名簿を提出しなければならない。この場合において、追加・変更された者が BJ ゲートを通行するときは、当該通行前までに変更後の名簿を提出しなければならない。

**第 8 条（関係機関との事前調整）**

届出者は、国際線について必要な CIQ 審査・検査の申請、連絡、時間調整及び承諾の取得を行う。国内線その他の便についても、必要に応じて CAB 等と調整する。主な連絡先は別表第 2 による。

2　届出者は、現地ハンドリング会社のアテンド、必要な保安検査その他の手配について、関係事業者と調整する。

3　届出者は、HIAP から求められた場合、前 2 項の調整・承諾の結果を速やかに示さなければならない。

**第 9 条（BJ ゲート使用届出の取扱い）**

HIAP は、BJ ゲート使用届出について、届出内容に不備がなく、関係機関・事業者との調整・承諾及び使用時間、保安・運用体制等の条件が整っていることを確認した場合、当該届出を受理する。

2　HIAP は、前項の届出を受理した場合、届出者に対して電子メールその他 HIAP が指定する方法により通知する。届出者は、当該通知を受けた後、BJ ゲートを使用する。

3　他便との使用時間の重複等がある場合、HIAP は時間・動線等の再調整を求めることができる。BJ ゲートについては、再調整が完了するまで受理しない。

**第 10 条（届出内容の変更・取下げ及び BJ ゲートの取消手数料）**

届出者は、BJ ゲート又は BJ ゲート車寄せの使用時刻、利用区分、旅客・乗員数等に変更が生じた場合又は使用を取り下げる場合、速やかに HIAP 及び変更の影響を受ける関係先に連絡し、必要な変更届出・取下げの手続を行う。

2　BJ ゲートの使用を取り下げる場合、原則として使用開始予定時刻の 24 時間前までに行う。この期限までの取下げには取消手数料を徴収しない。

3　第 6 条に基づく BJ ゲート使用届出書が HIAP の指定する提出先に到達した後、前項の期限を過ぎて BJ ゲートの使用を取りやめ、又は第 9 条に基づく受理後に無連絡で使用しなかった場合は、取りやめ又は使用しなかった BJ ゲートの使用ごとに、別表第 1 に定める当該使用に係る BJ ゲート施設使用料の 100％相当額を取消手数料として請求する。ただし、BJ ゲート施設使用料が免除される場合（第 21 条に基づく場合を含む。）は適用しない。なお、HIAP が特に認める場合は、取消手数料の全部又は一部を免除することができる。

4　BJ ゲートの使用予定日を変更する場合又は動線変更により BJ ゲートを使用しない場合も、前 2 項による。ただし、HIAP が同一の使用として扱うことを認めた時刻変更等は取消しとしない。

5　HIAP の事情で BJ ゲートを提供できない場合は取消手数料を徴収しない。天災、空港の閉鎖・運用制限、関係行政機関の指示等、届出者に帰責しないやむを得ない事情があると HIAP が認める場合は、全部又は一部を免除することができる。

6　BJ ゲートの使用開始後は第 20 条の施設使用料を適用し、同一の使用について取消手数料を重ねて徴収しない。取消手数料の消費税等の取扱いは法令による。

**第 11 条（保安検査等）**

旅客・乗員及び手荷物の保安検査は、関係法令又は国若しくは HIAP の指示により実施が必要となる場合を除き、運航者がその要否を判断する。

2　保安検査を実施する場合、届出者は保安検査会社と調整・個別契約を行い、費用は当該契約による。

3　制限区域に立ち入る関係者に必要な SRA 検査は、供用規程第 7 条に従い、HIAP が所定の方法で実施する。

4　国際線の出発時に持ち込まれる手荷物等で、縦・横・高さの 3 辺の合計が 200 センチメートルを超えるものは、第 1 項の保安検査の有無にかかわらず、HIAP 又は HIAP が指定する者が開披検査を行う。届出者はその旨を所持者に事前周知し、所持者は検査に協力しなければならない。

**第 12 条（遵守事項及び施設管理）**

BJ ゲート又は BJ ゲート車寄せの使用者は、当該使用に適用される供用規程第 7 条・第 24 条、HIAP 指定の施設・出入口・動線・使用方法及び関係行政機関の安全・保安上の指示に従わなければならない。

2　使用者は、施設・設備・備品の破損、汚損、不適切な使用、未承認者の入場その他の異常を発見した場合、速やかに HIAP へ連絡する。

3　使用者は、他の利用者、別便の旅客・乗員等との混在を防止するため、HIAP 指定の使用方法に従う。

4　旅客・乗員の取扱いに伴い、旅客・乗員以外の者が、BJ ゲート若しくは BJ ゲート車寄せ又はこれらに関連して HIAP が立入りを管理する施設若しくは動線（制限区域外を含む。）に立ち入り、又は通行する場合は、あらかじめ HIAP が定める関係規程に基づく立入承認証等を取得し、本規程に定めるアテンド等の使用条件及び所定の立入条件に従わなければならない。

5　HIAP は、前項に規定する旅客・乗員の取扱いに伴う立入り又は通行以外について、BJ ゲート、BJ ゲート車寄せ又はこれらに関連する施設若しくは動線のうち HIAP が立入りを管理する範囲に限り、必要と認める場合は、HIAP が指定する条件により立入り又は通行を認めることができる。ただし、法令、供用規程又は関係行政機関の定めにより必要となる資格、許可、承諾その他の手続を免除するものではない。

## 第 3 章　使用条件

### 第 13 条（BJ ゲートの使用条件）

BJ ゲートを使用する便の届出者は、国内線・国際線を問わず、事前に HIAP 承認済みの取扱事業者へ旅客・乗員等のアテンドその他の取扱業務を依頼しなければならない。

2　旅客・乗員等は取扱事業者のアテンドを受け、HIAP 指定の出入口及び動線を使用しなければならない。旅客・乗員の単独移動は認めない。

3　取扱事業者の承認は便ごとの BJ ゲート使用届出の受理とは別の制度であり、届出者を取扱事業者に限るものではない。

4　BJ ゲート車寄せは、BJ ゲートを使用する便が当該ゲートと併用する場合に限り使用することができる。車両の進入には駐車場定期券を要する。

5　HIAP は、BJ ゲート車寄せへの進入に必要な駐車場定期券（以下「BJ 駐車券」という。）を、貸与を希望する取扱事業者に貸与する。

6　BJ ゲート車寄せを利用する場合、利用者は事前に取扱事業者へ依頼し、当該事業者が管理する BJ 駐車券を用いて HIAP が指定する方法で進入する。

7　取扱事業者は、BJ 駐車券を適切に管理し、届出者又は運航支援会社等と車種・台数・利用時間等を調整して、車寄せへの進入・停車・退出を管理する。使用に当たっては取扱事業者運用要領に従う。

8　BJ ゲート車寄せの使用については、BJ ゲートの施設使用料とは別に使用料を徴収しない。

### 第 14 条（取扱事業者の承認要件）

HIAP は、次のいずれにも該当する事業者を BJ ゲートの取扱事業者として承認することができる。

（1）広島空港のランプパスを保有し、広島空港航空保安教育訓練、広島空港制限区域立入安全教育及び保安扉講習を受講した従業員が在籍していること。

（2）広島空港又は日本国内の他の空港において、航空機のハンドリング業務又はこれに類する業務を行っていること。

2　前項にかかわらず、HIAP が特に認めた事業者も取扱事業者として承認することができる。

3　承認は、従業員個人にランプパス、制限区域への立入資格又は保安扉操作の権限を新たに付与するものではない。

**第 15 条（取扱事業者の申請及び承認）**

取扱事業者の承認を希望する事業者は、HIAP が定める「取扱事業者申請書」により、第 14 条に定める承認要件に関する事項その他 HIAP が必要と認める事項を申請しなければならない。

2　HIAP は申請内容を確認し、承認する場合は「取扱事業者承認通知書」を交付する。申請書の提出のみでは業務を開始できない。

3　取扱事業者は、BJ ゲートでのアテンド、鍵の管理、扉の開錠・施錠及び入退場管理等を一体的に行う。

**第 16 条（承認の有効期間及び失効）**

取扱事業者の承認は、原則として期間の定めなく有効とする。

2　第 14 条第 1 項の承認を受けた事業者が同項の要件を満たさなくなった時点で、承認は失効する。ただし、失効前に同条第 2 項の特別承認を受けた場合はこの限りでない。

3　取扱事業者は、承認要件を満たさなくなったとき又は申請事項に変更があったとき、速やかに HIAP へ申告しなければならず、失効後は取扱業務を行ってはならない。承認が失効・取消しとなった場合は、貸与された BJ 駐車券を速やかに HIAP へ返却する。

**第 17 条（承認の一時停止及び取消し）**

HIAP は、取扱事業者による虚偽申請、供用規程第 7 条・第 24 条、本規程又は取扱事業者運用要領への違反、安全・保安若しくは施設管理への支障、その他継続が不適当と合理的に判断する事情がある場合、承認を一時停止し、又は取り消すことができる。

2　HIAP は、緊急の安全・保安上の必要があれば、事前通知なく取扱業務を一時停止させることができる。この場合、速やかに理由を事業者へ通知する。

**第 18 条（取扱事業者運用要領）**

取扱事業者は、供用規程第 7 条・第 24 条、本規程及び取扱事業者運用要領を遵守し、担当従業員に周知しなければならない。

2　HIAP は、安全・保安又は運用改善上必要な場合、取扱事業者運用要領を改訂できる。原則として変更内容と適用日を事前に通知し、改訂版を配付する。

3　取扱事業者運用要領の改訂のみを理由として、承認要件・期間の変更又は再申請・再承認は行わない。

**第 19 条（国際線の利用及び施設内立会）**

国際線旅客が BJ ゲートを使用する場合、HIAP は、施設利用状況の確認及び異常時の HIAP への連絡を行う立会者を配置する。取扱事業者はその配置を確認して開錠し、旅客・乗員のアテンド及び扉の開錠・施錠を行う。

2　HIAP は、第 7 条第 2 項に基づき提出された BJ ゲート使用者名簿を、施設内立会業務の実施に必要な範囲で、当該業務の受託事業者に提供する。立会者は、当該名簿を参照し、取扱事業者と連携して通行者を確認する。名簿との不一致その他の異常を認めた場合は、速やかに HIAP 及び取扱事業者へ連絡する。

3　国際線旅客が BJ ゲートを使用する場合、取扱事業者は、当該便に係る通行対象者を確認し、通行対象者以外の者を通行させてはならない。

4　HIAP は、出発・到着等の使用区分に応じて必要なクリーン化等の施設管理措置を行う。取扱事業者及び利用者は、関係行政機関の指示及び HIAP の施設管理措置に従う。

## 第 4 章　施設使用料等

### 第 20 条（施設使用料及び適用区分）

供用規程第 14 条第 3 項に基づく BJ ゲートの施設使用料は、別表第 1 に定める金額とし、実際の利用区分に応じて適用する。施設使用料は、到着時及び出発時の BJ ゲートの使用をそれぞれ 1 回として算定する。ただし、BJ ゲートにおける機体資格変更に伴う使用については、当該資格変更に係る CIQ その他必要な手続のために旅客又は乗員が BJ ゲートを通行し、手続後に一般区域へ退出し、又は機側へ戻るまでの通行を、一連の使用として 1 回の使用と算定する。この場合、旅客と乗員の退出先が異なるときも、同一の機体資格変更に伴う通行であれば、まとめて 1 回の使用として算定する。なお、当該一連の使用の後、一般区域へ退出した旅客又は乗員が、出発等のために改めて BJ ゲートを使用する場合は、当該使用を別の 1 回として算定する。

2　BJ ゲートの施設使用料は、航空機の所有形態、運航形態、航空運送事業への該当の有無及び旅客運送の有償・無償の別にかかわらず、別表第 1 に定める適用区分に従い徴収する。ただし、供用規程第 14 条第 3 項により料金の適用対象から除かれる場合は、この限りでない。

3　同一施設の同一使用については重複して徴収しない。

### 第 21 条（施設使用料の免除）

HIAP は、供用規程第 15 条第 1 項の免除事由に準じ、次のいずれかに該当する航空機の運航に伴う BJ ゲートの使用について、別表第 1 に定める施設使用料の全部又は一部を免除することができる。

（1）外交上の目的又は公用のために使用される航空機

（2）試験飛行のために着陸する航空機

（3）離陸後、やむを得ない事情により他の空港等に着陸することなく広島空港に着陸する航空機

（4）やむを得ない事情により不時着する航空機

（5）航空交通管制その他の行政上の必要により着陸を命ぜられた航空機

（6）その他 HIAP が特別に認めた航空機

2　前項の免除は、免除事由及び施設使用の実態を踏まえ、HIAP が個別に判断する。各号への該当のみでは免除されない。HIAP は、免除の判断に必要な場合、届出者に対し、免除理由の申告及び必要な資料の提出を求めることができる。

3　供用規程第 15 条第 2 項に定める着陸料の減額又は割引は、本規程に基づく施設使用料には適用しない。

4　HIAP は、第 10 条に定める BJ ゲート取消手数料についても、第 1 項各号に掲げる免除事由に準じ、その全部又は一部を免除することができる。

### 第 22 条（PSFC・PSSC 及び旅客保安料の取扱い）

本規程に基づき BJ ゲートの施設使用料が適用される場合、当該利用に係る旅客について、国内線旅客サービス施設使用料（PSFC）又は国際線旅客保安サービス料（PSSC）を重複して徴収しない。

2　本規程に基づき BJ ゲートの施設使用料が適用される場合、当該利用に係る国内線出発便の旅客について、供用規程第 14 条第 1 項ただし書に基づき、同条第 2 項Ⅲ1）に定める保安料を重複して徴収しない。ただし、同項Ⅲ2）に定める貨物に係る保安料は、この限りでない。

3　本規程に基づく施設使用料には、当該施設の利用に係る旅客サービス施設及び保安関連の費用を含む。ただし、第 11 条第 2 項の個別契約による保安検査の費用は含まない。

**第 23 条（施設使用料及び BJ ゲート取消手数料の請求及び支払）**

BJ ゲートの施設使用料は、供用規程第 14 条第 3 項の運航者の支払義務を前提に、HIAP が届出者又は届出時に指定された請求先へ請求書その他指定の方法で請求する。

2　BJ ゲートの取消手数料は、届出者又は指定された請求先へ請求書その他 HIAP 指定の方法で請求する。支払期限・方法は当該請求書又は HIAP が別途定めるところによる。

3　BJ ゲートの施設使用料の支払期限・方法は「使用料金の支払期限に関する規程」による。延滞金は供用規程第 16 条に従い、振込手数料等は支払者が負担する。

4　着陸料、停留料その他本規程に定めのない料金は、供用規程第 14 条第 2 項その他の該当規程による。

## 第 5 章　その他

**第 24 条（供用の休止及び使用の停止）**

供用規程第 29 条の天災、事故、修繕その他空港管理上の支障がある場合、HIAP は BJ ゲート又は BJ ゲート車寄せの供用の全部・一部を休止し、又は使用方法を制限することができる。

2　施設利用者が供用規程第 21 条・第 24 条、本規程又は取扱事業者運用要領に違反し、又は保安上の指示に従わない場合、HIAP は当該利用者の施設使用を停止し、又は利用予定を取り消すことができる。

**第 25 条（損害賠償等）**

BJ ゲート又は BJ ゲート車寄せの使用者等が故意又は過失により施設を破損・汚損し、又は HIAP 若しくは第三者に損害を与えた場合は、供用規程第 32 条に従い賠償しなければならない。

2　供用規程第 29 条に基づく使用の休止・制限に伴う損害は、同規程第 31 条による。

3　BJ ゲート又は BJ ゲート車寄せの使用に関連して旅客・乗員・届出者その他の利用者が持ち込んだ手荷物・携行品等の盗難、紛失、破損、又は航空機の遅延・欠航若しくは運航計画の変更に伴う損害について、HIAP はその責めに帰すべき事由がある場合を除き責任を負わない。

4　CIQ その他の行政機関による審査・検査、指示・要請等により施設を使用できず、使用時間を変更し、又は手続が遅延した場合の損害について、HIAP はその責めに帰すべき事由がある場合を除き責任を負わない。

5　天災地変、火災、停電その他の不可抗力又は第三者の行為により BJ ゲート又は BJ ゲート車寄せの使用に関連して生じた損害について、HIAP はその責めに帰すべき事由がある場合を除き責任を負わない。

6　BJ ゲート車寄せの使用に関連して駐車場内で生じた車両の盗難、接触・衝突、破損その他の事故、火災又は天災等による損害について、HIAP はその責めに帰すべき事由がある場合を除き責任を負わない。

7　第 13 条第 6 項・第 7 項の BJ ゲート車寄せの使用・管理方法に従わない車両の進入・使用に起因する損害も、前項と同様とする。

**第 26 条（規程の改正）**

HIAP は、運用状況、安全・保安上の必要、料金の見直しその他管理運営上必要な場合、所定の手続を経て本規程を改正できる。変更内容及び施行日は適切な方法で周知する。

**第 27 条（秘密保持及び個人情報等の取扱い）**

HIAP、届出者及び取扱事業者は、施設使用に伴い知り得た旅客・乗員等の個人情報、運航情報及び保安情報を適切に管理し、施設使用、料金請求・精算、運航支援及び関係機関との必要な調整以外に利用し、又は第三者へ漏えいしてはならない。ただし、本人の同意がある場合、法令に基づく場合又は施設使用に必要な範囲で関係機関・業務委託先へ提供する場合は、この限りでない。

2　前項の者は、当該情報を取り扱う従業員等にも適切な管理を徹底する。

3　届出者及び取扱事業者は、情報の漏えい、紛失等の不適切な取扱いを発見した場合、速やかに HIAP へ連絡し、必要な対応に協力する。

**第 28 条（反社会的勢力の排除）**

BJ ゲート又は BJ ゲート車寄せの使用に関係する運航者、届出者、取扱事業者その他の事業者は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業その他これらに準ずる反社会的勢力に該当せず、これらと社会的に非難される関係を有しないものとする。

2　HIAP は、前項への違反があると合理的に判断する場合又は当該事業者が反社会的勢力を利用して暴力的若しくは不当な要求を行った場合、BJ ゲート使用届出を受理せず、又は受理済みの BJ ゲートの使用を停止し、若しくは取り消すことができる。

3　前項の規定は、第 17 条に定める取扱事業者の承認の一時停止又は取消しを妨げない。

**第 29 条（規程外事項）**

本規程に定めのない施設使用手続は、供用規程第 30 条に基づき HIAP が別に定める。解釈に疑義がある場合、必要に応じ HIAP と関係者で協議する。

## 附　則

本規程は、2026 年 11 月 20 日から施行する。

2　本規程の施行に必要な取扱事業者の承認及び BJ ゲート使用届出等の準備手続は、施行日前に行うことができる。

## 別表第 1（第 10 条・第 20 条・第 21 条関係）　BJ ゲート施設使用料

| 対象施設・動線 | 利用区分 | 一回当たり使用料金（税別） |
|---|---|---|
| 内航機 | 旅客のみ | 100,000 円 |
| | 乗員のみ | 50,000 円 |
| | 旅客・乗員ともに利用 | 150,000 円 |
| 外航機 | 旅客利用（乗員併用を含む） | 300,000 円 |
| | 乗員のみ | 50,000 円 |
| 機体資格変更 | 機体資格変更に伴う利用 | 300,000 円 |

注　BJ ゲートにおける機体資格変更に伴う一連の使用には、300,000 円を適用する。当該一連の使用とは別に BJ ゲートを使用する場合は、その使用時の航空機区分及び旅客・乗員の利用区分に応じた料金を別途適用する。

## 別表第 2（第 6 条・第 8 条関係）　BJ ゲート使用届出先・関係先連絡先一覧

BJ ゲート使用届出書は、次の HIAP 受付先へ電子メールで提出する。CAB・CIQ 等への申請・調整は届出者が事前に各関係先と直接行う。

| 用件 | 主な関係先・担当窓口 | 電話 | メール・FAX 等／備考 |
|---|---|---|---|
| ビジネスジェット全般<br>お問い合わせ | 広島国際空港株式会社<br>航空営業本部 利用促進部 | 0848-86-8163 | E-mail: access@hiap.co.jp<br>電話受付 平日 9:00～17:00 |
| スポット予約<br>BJ ゲート使用届出受付 | 広島国際空港株式会社<br>運用本部 空港運用部 | 080-6476-3433 | E-mail: hiap-unyou-common@hiap.co.jp<br>FAX: 0848-86-8327<br>電話受付 7:30～22:30 |
| 広島空港ランプパス・<br>保安教育に関するお問い合わせ | 広島国際空港株式会社<br>運用本部 空港運用部 | 0848-86-8323 | E-mail: hiap-unyou-common@hiap.co.jp<br>電話受付 7:30～22:30 |
| 税関検査 | 神戸税関<br>広島空港税関支署 | 0848-86-8081 | 申請・調整の方法は当該機関に確認 |
| 出入国審査 | 広島出入国在留管理局<br>広島空港出張所 | 0848-86-8015 | 申請・調整の方法は当該機関に確認 |
| 海外における感染症等検疫 | 広島検疫所<br>広島空港検疫所支所 | 0848-86-8017 | 申請・調整の方法は当該機関に確認 |
| 植物検疫 | 神戸植物防疫所 広島支所<br>広島空港分室 | 0848-86-8261 | 申請・調整の方法は当該機関に確認 |
| 動物検疫 | 動物検疫所 神戸支所<br>広島空港出張所 | 0848-86-8118 | 申請・調整の方法は当該機関に確認 |

注　BJ ゲート使用届出は「空港使用届」及び CIQ・CAB の手続を代替しない。

**別紙 1（第 7 条第 1 項関係）**

# 広島空港ビジネスジェット専用ゲート使用届出書

広島国際空港株式会社　御中　　届出日：　　年　　月　　日

広島空港ビジネスジェット専用ゲート使用規程に定める施設使用料（別表第 1）、取消手数料（第 10 条）及び使用条件を確認したうえで、同規程第 6 条及び第 7 条に基づき、次のとおり届け出ます。

## 1　届出者・基本情報

| | | | |
|---|---|---|---|
| **届出区分** | ☐ 新規　☐ 変更　☐ 取下げ | **届出対象** | 下記「3」の A・B・C から選択 |
| **会社名・氏名** | | **担当者名** | |
| **住所** | | | |
| **電話番号** | | **E-mail** | |
| **登録記号** | | **機体型式** | |

## 2　請求先

| | |
|---|---|
| **請求先** | ☐ 届出者と同じ　☐ 別：会社名・氏名（　　）<br>担当者（　　）　電話（　　）　E-mail（　　） |

※A・B は BJ ゲートの到着・出発時の使用、C は機体資格変更に伴う使用を記入してください。BJ ゲート車寄せを併用する場合は、該当する使用区分の車寄せ欄にも記入してください。

## 3　使用予定・利用内容　［日本時間／BJ ゲートを使用する区分のみ記入］

| **A　到着　☐ 到着時に BJ ゲートを使用する** | |
|---|---|
| **使用日時・便名** | 使用日：　年　月　日　到着便名：　ETA：　：<br>運航区間：FROM　→ TO　施設使用予定：　：　～　： |
| **渡航目的** | ☐ ビジネス　☐ 観光　☐ その他（　） |
| **航空機区分・通行人数** | ☐ 内航機　☐ 外航機　通行人数：旅客　名／乗員　名 |
| **有償旅客の国籍** | ☐ 日本　☐ その他（国名：　）　☐ 該当なし（有償旅客なし） |
| **BJ ゲート車寄せ** | ☐ 併用する　☐ 併用しない　※利用する場合は「4」の車寄せ欄にも記入 |

| **B　出発　☐ 出発時に BJ ゲートを使用する** | |
|---|---|
| **使用日時・便名** | 使用日：　年　月　日　出発便名：　ETD：　：<br>運航区間：FROM　→ TO　施設使用予定：　：　～　： |
| **渡航目的** | ☐ ビジネス　☐ 観光　☐ その他（　） |
| **航空機区分・通行人数** | ☐ 内航機　☐ 外航機　通行人数：旅客　名／乗員　名 |
| **有償旅客の国籍** | ☐ 日本　☐ その他（国名：　）　☐ 該当なし（有償旅客なし） |
| **BJ ゲート車寄せ** | ☐ 併用する　☐ 併用しない　※利用する場合は「4」の車寄せ欄にも記入 |

| **C　機体資格変更　☐ 機体資格変更に伴い BJ ゲートを使用する** | |
|---|---|
| **使用日時・便名** | 使用日：　年　月　日　対象便名：<br>施設使用予定：　：　～　：　機体資格変更の方向：☐ 内航機→外航機　☐ 外航機→内航機 |
| **渡航目的** | ☐ ビジネス　☐ 観光　☐ その他（　） |
| **通行人数** | 旅客　名／乗員　名　※一連の通行を 1 回として整理 |
| **有償旅客の国籍** | ☐ 日本　☐ その他（国名：　）　☐ 該当なし（有償旅客なし） |
| **手続後の移動先** | 旅客：☐ 一般区域側へ退出　☐ 機側へ戻る　☐ 該当なし<br>乗員：☐ 一般区域側へ退出　☐ 機側へ戻る　☐ 該当なし |
| **その後の BJ ゲート使用** | ☐ なし　☐ 再使用する（出発等で改めて使用する場合は該当欄に記入） |
| **BJ ゲート車寄せ** | ☐ 併用する　☐ 併用しない　※実際に利用する場合のみ選択 |

【記入上の注意】旅客・乗員数は搭乗者全体ではなく、BJ ゲートを通行する人数を記入してください。C の移動先は該当するものをすべて選択し、機体資格変更に伴う一連の通行を A・B に重複記入しないでください。資格変更後、出発等で BJ ゲートを改めて使用する場合は該当欄にも記入してください。

**別紙 1（続き）**

## 4　BJ ゲート使用に係る追加情報　［該当する欄のみ記入］

| | | |
|---|---|---|
| **BJ ゲート** | **取扱事業者** | HIAP 承認済み取扱事業者名： |
| | **開錠・施錠時刻** | 到着　開錠　　：　　施錠　　：　　出発　開錠　　：　　施錠　　：<br>機体資格変更　開錠　　：　　施錠　　： |
| **国際線利用時** | **CIQ 事前調整** | 税関検査：☐ 必要な申請・調整・承諾済<br>出入国審査：☐ 必要な申請・調整・承諾済<br>人の検疫：☐ 必要な申請・調整・承諾済<br>動物検疫：☐ 必要な申請・調整・承諾済<br>植物検疫：☐ 必要な申請・調整・承諾済 |
| **BJ ゲート車寄せ** | **進入・車両管理** | 取扱事業者名：　　台数：<br>☐ BJ 駐車券手配済 |

※CIQ には税関・出入国審査・検疫を含みます。検査等の実施完了ではなく、必要な事前調整・承諾等が済んでいることを確認してください。

## 5　提出・変更・取下げに関する注意

【提出期限】BJ ゲート（車寄せ併用を含む）は、原則使用予定日の 3 日前 17 時まで（暦日・日本時間）。期限後は規程第 6 条第 4 項の条件を満たす場合に受け付けます。

【受理・名簿】BJ ゲートは HIAP の受理通知後に利用できます。国際線旅客が BJ ゲートを使用する場合は、別紙 2 を原則使用開始予定時刻の 24 時間前までに提出してください。

【変更・取下げ】対象となる A・B・C の使用区分を特定して変更・取下げを連絡してください。使用開始予定時刻の 24 時間前までの取下げには取消手数料を徴収しません。期限後の取下げ等は規程第 10 条によります。

【別途手続・提出先】本届出は空港使用届、CAB・CIQ の手続及び必要な立入承認証等の取得を代替しません。提出先：hiap-unyou-common@hiap.co.jp

【車寄せ】BJ ゲート車寄せを併用する場合は、取扱事業者へ依頼し、BJ 駐車券を手配してください。車寄せの使用については、BJ ゲート施設使用料とは別に使用料を徴収しません。

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

## 6　使用実績・請求確認欄　［HIAP 記入］

| 使用単位 | 実績確認 | 適用区分・実績差・調整事項 | 算定額（円） |
|---|---|---|---|
| A　到着 | ☐ 使用　☐ 不使用<br>☐ 取下げ／取消 | ☐ 施設使用料　☐ 取消手数料　☐ 免除・減額<br>適用区分・実績差： | 円 |
| B　出発 | ☐ 使用　☐ 不使用<br>☐ 取下げ／取消 | ☐ 施設使用料　☐ 取消手数料　☐ 免除・減額<br>適用区分・実績差： | 円 |
| C　資格変更 | ☐ 使用　☐ 不使用<br>☐ 取下げ／取消 | ☐ 施設使用料　☐ 取消手数料　☐ 免除・減額<br>適用区分・実績差： | 円 |
| **受付・実績** | 届出書受付：　　年　月　日　　：<br>BJ ゲート受理連絡：　　年　月　日　　：<br>変更・取下げ連絡受付：　　年　月　日　　： | | |
| **請求整理** | 施設使用料等合計（税別）：　　円　　取消手数料：　　円<br>請求総額（税込・確定後）：　　円 | | |

**別紙 2（第 7 条第 2 項関係）**

# 広島空港ビジネスジェット専用ゲート使用者名簿

広島国際空港株式会社　御中　　提出日：　　年　　月　　日

| | | | |
|---|---|---|---|
| **提出区分** | ☐ 新規　　☐ 変更 | **届出者** | |
| **担当者・連絡先** | | **登録記号** | |
| **到着便名** | | **出発便名** | |
| **到着** | 年　月　日 ETA　：<br>BJ ゲート使用予定　：　～　： | **出発** | 年　月　日 ETD　：<br>BJ ゲート使用予定　：　～　： |
| **機体資格変更** | 年　月　日　対象便名：　　使用予定　：　～　：<br>☐ 内航機→外航機　　☐ 外航機→内航機 | | |

## 使用区分別の通行予定人数　［同一人物でも通行する区分ごとに人数を計上］

| 使用区分 | 乗員 | 旅客 | その他 |
|---|---|---|---|
| 到着 | 名 | 名 | 名 |
| 出発 | 名 | 名 | 名 |
| 機体資格変更 | 名 | 名 | 名 |

## 使用者一覧　［BJ ゲートを通行する乗員・旅客・その他の者］

| No | 氏名（フルネーム） | 区分 | 通行区分 | 立入承認証等 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | | ☐乗員　☐旅客　☐その他 | ☐到着　☐出発　☐資格変更 | ☐ 取得済（その他のみ） |
| 2 | | ☐乗員　☐旅客　☐その他 | ☐到着　☐出発　☐資格変更 | ☐ 取得済（その他のみ） |
| 3 | | ☐乗員　☐旅客　☐その他 | ☐到着　☐出発　☐資格変更 | ☐ 取得済（その他のみ） |
| 4 | | ☐乗員　☐旅客　☐その他 | ☐到着　☐出発　☐資格変更 | ☐ 取得済（その他のみ） |
| 5 | | ☐乗員　☐旅客　☐その他 | ☐到着　☐出発　☐資格変更 | ☐ 取得済（その他のみ） |
| 6 | | ☐乗員　☐旅客　☐その他 | ☐到着　☐出発　☐資格変更 | ☐ 取得済（その他のみ） |
| 7 | | ☐乗員　☐旅客　☐その他 | ☐到着　☐出発　☐資格変更 | ☐ 取得済（その他のみ） |
| 8 | | ☐乗員　☐旅客　☐その他 | ☐到着　☐出発　☐資格変更 | ☐ 取得済（その他のみ） |
| 9 | | ☐乗員　☐旅客　☐その他 | ☐到着　☐出発　☐資格変更 | ☐ 取得済（その他のみ） |
| 10 | | ☐乗員　☐旅客　☐その他 | ☐到着　☐出発　☐資格変更 | ☐ 取得済（その他のみ） |
| 11 | | ☐乗員　☐旅客　☐その他 | ☐到着　☐出発　☐資格変更 | ☐ 取得済（その他のみ） |
| 12 | | ☐乗員　☐旅客　☐その他 | ☐到着　☐出発　☐資格変更 | ☐ 取得済（その他のみ） |

【記載対象】HIAP・取扱事業者等の業務従事者は記載不要です。「その他」に該当する者は、立入承認証等の取得を必須とし、未取得の場合は通行を認めない。旅客・乗員については本欄の記入を要しない。同じ人が複数の使用区分を通行する場合は、各区分にチェックしてください。

【提出対象・期限】国際線旅客が BJ ゲートを使用する場合、原則として使用開始予定時刻の 24 時間前までに HIAP へ提出してください。国内線及び国際線の乗員のみの利用では不要です。規程第 6 条第 4 項による期限後届出の場合は HIAP 指定の時刻までに提出してください。

【変更・取扱い】名簿に変更が生じた場合は速やかに連絡し、追加・変更された方が通行する前までに更新版を提出してください。欄不足時は本紙を追加してください。名簿は HIAP から施設内立会業務の受託事業者へ必要な範囲で提供し、立会者が取扱事業者と連携して通行者を確認します。

【料金との関係】使用区分別の通行人数は別紙 1 と整合させてください。施設使用料は実際の BJ ゲートの利用区分により判定し、旅客の有償・無償の別には左右されません。本名簿は CIQ 手続・立入承認証等の取得・BJ ゲート使用届出の受理通知に代わるものではありません。

提出先：hiap-unyou-common@hiap.co.jp